

地位協定の  
国際比較か  
らみる日本  
の姿

主 権 な き  
平 和 国 家

この国は今なおアメリカに占領されている

東京外国語大学 教授

伊勢崎賢治



# 伊勢崎賢治

- 1957年 東京都生まれ
- 早稲田大学大学院理工学研究科修士課程修了
- 国際NGOなどを経て 国連PKOの幹部として 東ティモールで暫定行政府の県知事

# 伊勢崎賢治

- シエラレオネで国連派遣団の武装解除部長
- 日本政府特別代表としてアフガニスタンの武装解除などを歴任・担当した
- 現在 東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授

# まえがき1

- 立川米軍基地に隣接する都営アパート最上階5階で生まれ育った 生まれる直前（1957年）に「砂川闘争」起こる
- 3畳、4畳半+トイレ、風呂無しの母子住宅
- フェンス越しに友だちになった米兵家族の悪ガキとツルんで遊んだ
- 米軍とは、「そこにあるとは知っていても意識しない存在」になっていった

## まえがき2

- 2001年9月11日 アメリカ同時多発テロ
- 米軍と9の軍閥によってタリバン政権崩壊
- 2002年 小泉政権の命を受けて日本政府の特別顧問としてアフガニスタンに赴任
- 内戦化する中、米軍による「占領政治」に協力して、敵対する軍閥を和解させ、彼らが保有する戦車、大砲を含むすべての武器を新政府国軍に移管する最重要任務を日本政府が担い完了した

## まえがき3

- 2001年以來13年経った2014年末、米・NATO軍は主力戦力を撤退 「戦時」 からアフガン国軍を主力とする 「準戦時」 へ
- 地位協定の交渉が、アフガン政府とアメリカの間で始まる そこに見えたのは「気を遣うアメリカ」「譲歩するアメリカ」

⇒ 「日本はどうなの？」 と思い始めた

## まえがき4

- **自分（伊勢崎賢治）は「右」でも「左」でもないが、**
  - **アメリカの地位協定の国際比較を**  
**すると**
- “主権なき平和が日本の平和なのか”**

# 文庫化にあたって 布施祐仁

- **2017年単行本刊行⇒翁長沖縄県知事⇒2018年沖縄県独自調査を実施、中間報告書発表⇒全国知事会議で地位協定の抜本的見直し提言書**
- ⇒翁長氏「日本国憲法の上に日米地位協定があり、国会の上に日米合同委員会がある」
- **日米地位協定の異常さを認識する日本人を増やすこと⇒文庫化の目的**

# 序章 主権にあいまいな国

## 地位協定

(SOFA = Status Of Forces Agreement)

ある国の領土内に駐留する外国軍隊  
とその関係者に与えられる特別な法  
的地位 = 特権について定める国際的  
な取り決め

序章 主権にあいまいな国

# 日米地位協定は不平等

アメリカが他の国と結んで  
いる地位協定と比べても、  
日本の主権放棄ぶりは際  
立っている

## 序章 主権にあいまいな国

**日米地位協定の改定なしには、  
日本は一人前の主権国家になれない**

**まず、日米地位協定の異常性を  
国民の中で共有する必要がある**

## 序章 主権にあいまいな国

### • 米「軍属」による女性暴行殺人事件 2016年5月

この事件がきっかけで、あいまいだった「軍属」の範囲が補足協定によって「明確化」された

米軍に雇用されているもの

米軍に勤務するもの ← 削除された

米軍に随伴するもの ← 削除された

## 序章 主権にあいまいな国

- ところが日本は、**軍人派遣会社**の雇われ軍人まで「**軍属**」と認めてしまっていて、逆に人数が増え、実際には65年前の行政協定締結時よりも後退していた

序章 主権にあいまいな国

## 「軍属」の範囲

- **NATO** 米軍に随伴し雇用されているもの

- **アフガニスタン**

“傭兵”による市民の殺害や虐待がたびたび  
問題となった

民間軍事会社PMCのコントラクター（傭兵）

の方が軍人よりも多かった ⇒ 「軍属」

とは認めないことになった

-

## 序章 主権にあいまいな国

### イラク

PMCの社員が銃を乱射し、9歳と11歳の少年を含む17人のイラク民間人を殺害、20人以上を負傷させた。

⇒地位協定を見直した。さらに更新できず米軍撤退した。

# 序章 主権にあいまいな国

## 日本の場合 65年前（1952）よりも後退している

- ・ 日米行政協定を策定する交渉では、コントラクター（請負業者）を「軍属」とは認めなかった。
- ・ 米軍側はこれを無視し、コントラクターの被用者を「軍属」のカテゴリーに入れていた。
- ・ 2017年「軍属に関する補足協定」にコントラクターの被用者を「軍属」に含めている米軍側の運用を追認してしまった。
- ・ 補足協定締結前後では、コントラクターの被用者数が4割ほど増えている。

## 序章 主権にあいまいな国

**日米地位協定より不平等な「日・ジブチ地位協定」**

**2009年からジブチに自衛隊を派遣している**

**ジブチと結んだ「地位協定」は、日本側にジブチの刑事裁判権からの完全な免除を与えている**

## 序章 主権にあいまいな国

日本政府も国会議員も国民も、日米地位協定によって日本の主権が大きく損なわれているという意識を失い、自衛隊を海外に駐留させている現在、他国の主権を損ねていることに無自覚になっている。

国家の主権にかかわる厳粛な問題であると認識することから議論を始めたい。

# 第1章 刑事裁判権

## • 日本政府の公式見解

日米地位協定は、他の国がアメリカと結んでいる地位協定と比較しても特に不利ではない

← 日米地位協定には「互恵性」が無い

例えば、陸上自衛隊が米本土で日米共同訓練に参加する際、「外交パスポート」ではなく「公用パスポート」で滞在している。

# 第1章 刑事裁判権

## • 日本政府の主張に対するファクトチェック

← 米兵が事件を起こし、基地内に逃げ込んでしまえば、検察が起訴するまで逮捕して強制捜査をすることができない。

## 1995年9月沖縄、米兵3人による少女暴行事件

沖縄県警の「身柄引き渡し要求」を米側が拒否

「沖縄県民総決起大会」に85,000人結集

⇒ 結果、**殺人と強姦事件の場合に限って**、起訴前の身柄の引き渡しが可能となった。しかしこれは運用レベルの「改善」に過ぎない。

# 第1章 刑事裁判権

## • 在日米軍身柄引き渡しの実態

2013年“琉球新報”「女性暴行 8割逮捕せず」

警察庁資料 1996-2011年（15年間）

- 強姦容疑摘発米兵35人中、8割強の30人が逮捕されず、不拘束で事件処理されていた。
- 摘発された凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）の118人のうち約半数の58人が不拘束で事件処理されていた。

# 第1章 刑事裁判権

## 日本政府の主張に対するファクトチェック

- 1995年の「運用改善」以降、日本政府がアメリカ側に起訴前の身柄引き渡しを要請した事件は、2020年までの25年間でたったの6件。

⇒ 「主権を主張するよりも米側との対立をなるべく避けようとする日本政府の消極的な姿勢がある」

# 第1章 刑事裁判権

- **なぜアメリカは、受け入れ国側に裁判権放棄を迫るのか？**

外国で罪に問われた米兵らの人権を保護するのに必要なだけでなく、米兵らが外国の不公正な司法制度にさらされた場合、政府が国民の支持を得て海外に軍を展開するという意欲が大きく後退し兼ねないからである。

# 第1章 刑事裁判権

## 事例

- ・ **タイ 1973年** 「学生革命」で軍事独裁政権が倒れ、1975年自由選挙で選ばれた「ククリット政権」は「1年以内の米軍撤退」を表明。

タイ側は、刑事裁判権を放棄しなかったため、**米軍は完全撤退し、基地もすべて変換した。**

- ・ **イラク 2011年** 米兵駐留延長にあたりイラクは刑事免責特権を認めなかった。交渉は決裂。**4万人の米兵を2011年末までに完全撤退させた。**

# 第1章 刑事裁判権

一つの主権国家に外国の軍隊がさまざまな特権を有して駐留している状態は、主権国家間の「正常な関係」とは言えない

このことを自覚している人が、日本にはどれほどいるのでしょうか

## 第2章 基地管理権

**米軍の運用に日本政府の権限が及ばないのは当然なのか**

### 日米地位協定第3条

**基地における米軍の活動について、「公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならない」（第3項）**

## 第2章 基地管理権 環境汚染問題

- 1968年11月 嘉手納基地 B52爆撃機が離陸に失敗し基地内に墜落、爆弾が爆発炎上。爆風などにより住民16人が負傷、近くの小学校も含めて365棟の建物が被害。
- 2002年 キャンプ座間 焼却炉の排煙から日本の環境基準を約4倍上回るダイオキシンが検出されていたことが明らかになった。2006年にも軽油が地下埋設管から大量に漏れ出し、近くの川に流出。

## 第2章 基地管理権 環境汚染問題

- **2016年 沖縄県は、嘉手納基地周辺の川やそれを水源とする浄水場からPFOSが高濃度で検出されたと発表した。米軍に基地への立ち入り調査を申請したが、米軍は認めなかった。**
- **2020年4月 普天間基地 航空機燃料用の泡消火剤が大量に漏れ出し、基地の外にも飛散。発がん性のある「PFOS」が含まれていた。米軍は立ち入り調査を認めた。全国で初のケース。**

## 第2章 基地管理権 環境汚染問題

- ドイツでは、米軍基地にいつでも立ち入ることができる

ドイツ最大の米軍基地があるラムシュタイン・ミーゼンバッツハ市では、市長や市の職員には年間パスが支給されており、適切な理由があれば基地内への立ち入りが可能。

- ドイツのボン補足協定には、「当該施設区域の使用についてはドイツの法令が適用される」の定めがあるが、日米地位協定にはない。

## 第2章 基地管理権 新型コロナ対応

- **新型コロナ感染拡大と日米地位協定**

米兵は、米軍基地から直接日本に入国する。日本の検疫が免除され、米軍が検疫することになっている。

日本政府が定めた、入国者全員のPCR検査と14日間の隔離を義務付けたが、米兵に適用できなかった。

ドイツのボン補足協定では、米軍人や軍属にもドイツの検疫に関する法令が適用されることを明記している。

## 第2章 基地管理権 低空飛行問題

- 騒音問題や、事故がしばしば起こっている
- 日本の航空法

人や家屋が密集している地域では、周辺の最も高い建物から300m、それ以外の地域では、地表から150mが「最低安全高度」に定められており、これより低い高度を飛行することは禁止されている。

米軍機には適用されない。

## 第2章 基地管理権 低空飛行問題

- 1987年1991年 奈良県十津川村 低空飛行訓練中の米軍機が木材運搬用のケーブルを切断
- 1994年 厚木基地所属の米海軍攻撃機が低空飛行訓練中、高知県早明浦ダム湖面に墜落、乗員2名死亡。500m～1kmに小中学校がある。早明浦ダム堤体に向かって急降下する訓練により、住民は突然の爆音におびえ、家畜の牛が爆音に驚き転落して死んだこともある。

## 第2章 基地管理権 低空飛行問題

- 米軍の事故調査報告により、米軍が日本の上空を8つの低空飛行訓練ルートを設定していることが発覚。日本の航空局は認知していなかった。
- 1980年代に入ってから米軍機の低空飛行訓練が全国で急増した裏には、国民の知らないうちに、日米合同委員会などで重大な解釈変更が行われていた可能性がある。

## 第2章 基地管理権 低空飛行問題

日本にはアメリカに合意を守らせる権限がない⇒  
政府は抗議や要求をする気が無い！

- 1999年1月 日米両政府は、米軍機の低空飛行訓練の安全性を最大限確保し、住民に与える影響を最小限にするための措置について合意した。
- 2021年2月 毎日新聞 東京の都心でも米軍ヘリによる低空飛行が常態化している実態を報道した。米軍ヘリが高さ270mのビルよりも低い高度で飛行している写真を掲載

## 第2章 基地管理権 低空飛行問題

### • 低空飛行訓練を激減させたドイツ

1988年

3月 西ドイツ南西部に米軍F16戦闘機墜落 パイロットと住民一人が死亡 原発からわずか1.5 km

6月 米軍F16戦闘機が同じ日に3機も墜落 各地で低空飛行訓練の中止を求める住民運動がおこる

8月 米軍空軍基地での航空ショーでイタリア空軍の曲芸飛行チームが空中接触墜落 地上にいた観客とパイロット合わせて70人死亡 350人が負傷する大惨事に

12月 米軍A10攻撃機が住宅密集地に墜落 弾薬1000発が爆発 火災発生 6人死亡 50人重軽傷

1993年 ボン補足協定を改定 基地内外でもドイツ国内法が適用に

## 第2章 基地管理権 低空飛行問題

### ・事故を契機に低空飛行訓練を規制したイタリア

1998年

2月 アルプス山脈のスキーリゾート 低空飛行訓練中の米軍機がロープウェイの下をくぐろうとしてケーブルを切断 ゴンドラが100m下に落下大破 スキー客19人とオペレーター1人全員死亡 米軍機は墜落を回避 空軍基地に帰還

米軍機は半ば遊びでたびたびロープウェイのケーブルの下を飛行

・合同委員会のイタリア側代表トリカリコ將軍はアメリカのペンタゴン（国防総省）に乗り込み署名を迫った

・日本政府は米軍が違反しても「安全面に最大限の配慮をし、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めている」としか言えない

## 第2章 基地管理権 低空飛行問題

- イギリスと日本の事故対応の違い

### イギリス

2014年1月 米空軍のヘリコプターが低空飛行訓練  
最中に墜落

北海沿岸部自然保護区 市民に被害はなかったが乗  
員4人死亡

地元警察が現場周辺を閉鎖 機体も含め現場検証を  
警察主導で実施 警察の検証が終了した後で米軍と英  
軍の事故調査官が共同で調査を開始した

## 第2章 基地管理権 低空飛行問題

### 日本

2016年12月 沖縄県名護市東海岸沖の浅瀬にオスプレイ1機墜落 市民に被害はなかった 乗員2人が負傷 沖縄県警が現場に規制線を張り、海上保安本部は米軍に捜査協力を申し入れた

米軍は海上保安庁の捜査に同意しないまま、機体を撤去 海上保安庁が墜落現場を操作できたのは米軍が機体をすべて撤去した後のこと 操縦士の氏名年齢なども情報提供拒否された

沖縄地検は最終的に機長を不起訴処分とした

## 第2章 基地管理権 低空飛行問題

**2004年8月 沖縄国際大学に米海兵隊大型輸送ヘリが墜落** 沖縄県警が捜査への同意を求めるも米軍は回答しないまま機体を撤去ヘリ乗員の氏名を明らかにせず 整備ミスを事故原因とし整備兵を懲戒処分

日本の捜査機関は機体に指一本触れることもできず事故調査の「蚊帳の外」におかれたままピリオドが打たれた

## 第2章 基地管理権 低空飛行問題

- 日本は基地の外でも米軍の財産に関して捜査差し押さえ検証を行う権利を放棄することを認めてしまっている

### 日米地位協定合意議事録第17条10

「日本国の当局は、通常、合衆国軍隊が使用し、かつ、その権限に基づいて警備している施設若しくは区域内にあるすべてのもの若しくは財産について、または所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について、捜索、差し押え又は検証を行う権利を行使しない。ただし、合衆国軍隊の権限のある当局が、日本国の当局によるこれらの捜索、差し押え又は検証に同意した場合は、この限りではない。」

## 第2章 基地管理権 低空飛行問題

- 日米間には公表されていない秘密のガイドラインがあった

1958年10月16日 日米合同委員会での合意に基づいて出された警察庁通達〈墜落又は不時着現場は、日米両国の責任者によって必要な共同管理を行うこと〉  
〈立入制限区域への米軍要員以外の者の立入りは、日本側責任者が決定すること〉

2004年の沖縄国際大へり墜落後につくられた「ガイドライン」では、米軍要員以外の者の立入は、米側の同意がなければ立ち入ることができないようにルールが変えられた⇒抗議しないばかりか、米軍が行ったルール違反を追認するかのよう＝「主権国家」としてあまりにもなさない

## 第2章 基地管理権

- 日本政府は今も、1958年の合同委員会合意の存在を認めていない。

⇒ この存在を認めると、新たにつくったと説明した「ガイドライン」が実は、ヘリ墜落事故で米軍が合意に違反してとった行動を追認する内容になっていることが明らかになってしまうので隠している。

⇒ 米軍がルールを破っても、抗議しないばかりか、米軍の違反を追認する方向でルール事態を書き換えてしまおう——「主権国家」としてあまりにもなさない。

## 第2章 基地管理権

- 占領時代の特権を温存した日米行政協定

**日米行政協定** 1952年2月、サンフランシスコ講和条約が発効し連合軍による占領が集結する直前、締結された。

⇒米軍が占領中に持っていた広範な特権が、行政協定によって占領後も温存され、さらにそれが日米地位協定にもそのまま引き継がれ、その後も60年以上一度も改定されるていない。約70年前の占領時代の「遺物」である。

## 第2章 基地管理権

- 米軍占領の名残「**横田ラブコン**」

RAPCON: Radar Approach Control

首都圏上空の管制権を米軍が握り続けている

一都八県（東京、神奈川、埼玉、群馬、栃木、長野、新潟、静岡、山梨）の上空2,450m～7,000m

アメリカの同盟国の中で、こんな国は日本以外にはない。

日本政府は横田空域の返還を求めているが、アメリカ側に拒否され続けている。

## 第2章 基地管理権

- **ドイツ** 1993年「領域主権」を強化
- **イタリア** 1954年「領域主権」を強化
- **フィリピン** アメリカの植民地時代から米軍駐留 1946年独立。

1947年「軍事基地協定」を締結

その後、何度も交渉を続け、改定を実現⇒

1965年第1次裁判権獲得。

1966年「軍事基地協定」の有効期間を55年も短縮。

1979年米軍基地内に「フィリピンの領域主権」が及ぶことを明記。

1986年外国軍隊の基地を原則禁止する新憲法制定。

1991年ピナツボ火山大噴火により米軍基地被害。撤収へ。

## 第2章 基地管理権

### • 世界に例のない「日本政府の慣習国際法」とは？

「米軍の行為には日本の法律は原則として適用されないが、これは日米地位協定がそのように規定しているからではなく、国際法の原則によるものです。」——外務省日米地位協定Q&A

他国では、「自国の主権を第1に考えて駐留軍の特権や免除を最小限に絞っている。」

日本政府は、「米軍の利益を第1に考えて自国の法律適用を最小限に絞るスタンスになっている。」

### 第3章 自由出撃

- 2017年 北朝鮮がICBM（大陸間弾道ミサイル）発射実験 アメリカは、空母3隻を同時に日本海へ展開、大規模軍事演習

北朝鮮は、在日米軍基地のある日本を攻撃することを明言⇒日本政府は、北朝鮮への米軍攻撃を日米の事前協議の対象とすることを要請

## 第3章 自由出撃

・1960年 岸信介首相とハーター国務長官 事前協議制に関する交換公文を交わした = 事前協議の義務付け

⇒ 密約で骨抜きになっている ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガン戦争、イラク戦争 いずれも日本の基地から出撃したが、一度も事前協議はなかった

## 第3章 自由出撃

- **2010年 民主党政権岡田外相がこの密約の存在を認め、議事録を公表 アメリカとの交渉で密約の失効を確認 朝鮮半島有事の際にアメリカから事前協議がなされた場合には「適切かつ迅速に対応する」と約束した**

## 第3章 自由出撃

### • 米軍が「占領軍的特権」維持に固執した背景

1949年 中国内戦で共産党が勝利

1950年 朝鮮戦争勃発 「国連軍統一指令部」が東京に設置

アメリカの防衛ライン

アリューシャン列島～日本列島～琉球列島～フィリピン

## 第3章 自由出撃

- 1951年 吉田首相アチソン国務長官交換公文を取り交わした 日本は講和条約発効後も、朝鮮国連軍の駐留を認め兵站などの支援を続けることを約束した
- 1954年 朝鮮国連軍地位協定 署名参加9か国  
アメリカ カナダ ニュージーランド イギリス  
南アフリカ オーストラリア フィリピン フランス  
イタリア

## 第3章 自由出撃

- 現在も横田基地内に朝鮮国連軍の「後方司令部」がおかれ司令官ほか3人が常駐 座間 横須賀 佐世保 嘉手納 普天間 ホワイトビーチ の7つの米軍基地を共同使用 ブルーの国連旗掲揚
- ⇒ 朝鮮半島有事には日本も自動参戦するシステムが作られている

## 第3章 自由出撃

• 1953年7月 板門店で休戦協定が結ばれた

朝鮮国連軍 北朝鮮軍 中国軍 の3者 韓国軍は  
入っていない

⇐ 「北進統一」の機会と捉えていた李承晩大統領  
は休戦に不服

以来韓国は“独立した”当事者として「戦時作戦統  
制権」を握っていない

## 第3章 自由出撃

- ・日本から出撃した米軍機が、朝鮮半島や台湾海峡で空爆したら地理的に米本土より近い日本が真っ先に反撃を受ける

⇒あらかじめ「自由出撃」を認めることは、普通の「主権国家」であれば本来ありえないこと

- ・自国からの米軍の出撃を拒否した国

2003年イラク戦争 トルコは自国米軍基地の使用を拒否した

2008年イラクは米軍との地位協定で、国外での軍事作戦に基地を用いることを明確に禁止した

### 第3章 自由出撃

- 筆者（伊勢崎）は、2003年からアフガニスタンで、今に続く「対テロ戦」の黎明期に日本政府の特命を受けてアメリカの軍事戦略の中枢で勤務した
- 2021年8月 アメリカ・バイデン政権はアフガンから「無条件撤退」
- 米・NATO軍の完敗＝テロリストの勝利⇒拡大していく  
もはや、日本が自衛隊の通常戦力を増強し、日米同盟を強化することで太刀打ちできるという話ではない  
テロリストの敵はアメリカ「アメリカの代わりに狙われるリスク」を考えていかなければならない

# 第3章 自由出撃

- すべてのリスク/脅威への対処には金がかかる

より大きな予算を獲得するには、より大きな声で主張

ある特定の既得権益集団にとって得にならないリスク/脅威は、それが本当のリスク/脅威であっても「想定外」にされる

既得権益集団とは「嫌中」のように国民が気安く嫌悪できる脅威を言い募ることで支持を維持・拡大させたい政治勢力である。そしてそれに付随する産業、メディア、言論界である

アメリカの代わりにテロリストに狙われるリスクを勘案しない日本の安全保障論は、特定の既得権益集団のプロパガンダにすぎない

# 第3章 自由出撃

- プーチンが懸念した「安保条約上の義務」

2016年12月山口県長門市 日露首脳会談開催 北方領土問題の進展が期待されたが、結果的には北方領土での共同経済活動をすすめることの合意にとどまり、国民を落胆させた

## ◆ロシア側の態度が硬化した出来事

日露国家安全保障担当の局長と書記の会談で、「歯舞・色丹2島を引き渡した場合、島に米軍基地が置かれるのか」の問いに「可能性はある」と答えたことを日本の新聞が報道し、ロシアのメディアは「北方領土が日本になれば米軍基地が置かれる可能性がある」と一斉に反発。

## 第3章 自由出撃

### ・2016年12月プーチンの共同記者会見

ウラジオストクの海軍基地は太平洋艦隊の拠点  
その目と鼻の先に米軍基地がつくられる可能性があるのは、ロシアにとって受け入れがたい

### ・首脳会談直前インタビュー

日露の合意がどのくらい実現できるのか、日本は日米同盟の枠内で独自に物事を決められるのか疑わしい

# 第3章 自由出撃

- ・プーチンが懸念した「日米安全保障条約上の義務」とは  
《全土基地方式》

## 日米安保条約 第6条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

## 外務省「日米地位協定の考え方 増補版」

個別の基地の提供にあたっては日米合同委員会を通じて協定を締結するので、アメリカの要求にすべて応じる義務はないが、かかる判断については、日米間に基本的な意見の一致があることを前提として成り立っている

## 第3章 自由出撃

### ・外務省「日米地位協定の考え方 増補版」の続き

「たとえば北方領土の返還の条件として「返還後の北方領土には施設・区域を設けない」との法的義務をあらかじめ一般的に日本側が負うようなことをソ連側と約することは、安保条約・地位協定上問題があるということになる」

←これがプーチンの懸念

## 第3章 自由出撃

・ロシアとの係争地交渉に成功したノルウェー

2010年バレンツ海 17万5000km<sup>2</sup>にもおよぶ係争海域を2等分することに40年を経て合意した  
←ノルウェーがNATOの一員でありながら東西両陣営の「緩衝国家」として試行錯誤し確立した

## 第3章 自由出撃

- 日米安保条約と日米地位協定の全土基地方式がある限り、ロシアの側から見たら、日本は領土問題の交渉がまともにできる「主権国家」ではない
- プーチンの「日本はどの程度、独自に物事を決められるのか」という失礼な発言は、紛れもない日本の姿を言い表したものの

## 第4章 思いやり予算

### ・「思いやり予算」のルーツ

1978年6月 防衛庁長官**金丸信**訪米 ブラウン国防長官に「在日米軍の駐留経費の問題については、**思いやりの精神**でできる限りの努力を払いたい」と約束した

そもそも日米地位協定では、日本が米軍駐留経費を負担する義務はなかった（地位協定第24条）

1960年日米地位協定発効後しばらくは、基地従業員人件費、米軍住宅の光熱費などのほか、基地内の建設費や改修費など、アメリカ側で負担していた

米軍駐留経費日本の負担額は、1978年に始まった62億円から、1996年には2700億円に膨れ上がった

# 第4章 思いやり予算

## ・思いやり予算急増の背景

円高ドル安の進行 1971年360円 ⇒ 1977年230円 基地  
内従業員給与の膨張

対日貿易赤字への不満

米国内“安保ただ乗り”キャンペーンが巻き起こった

アメリカ議会とアメリカ会計検査院は1977年、日本の駐  
留経費負担はその経済力に見合っていないとして、いっ  
そこの負担増を求めた

日本政府は地位協定第24条の解釈を変更 ← 風穴が開いた

「基地従業員の法定福利費、福利厚生費、労務管理費は、  
在日米軍がその任務遂行のために労働力を使用するのに  
直接的な経費ではない」

## 第4章 思いやり予算

- ・米軍家族住宅と自衛隊家族用官舎の比較

1987年国会議事録

米軍家族住宅 120m<sup>2</sup> 建設費2900万円

自衛隊家族官舎 50m<sup>2</sup> 建設費1000万円

2017年度予算

在日米軍光熱水費 247億円 4万人分全額日本負担

自衛隊光熱水費 329億円 22.5万人分隊員の自己負担

思いやり予算は、防衛予算の枠内でねん出される

米軍住宅増設のためには自衛隊住宅建設を先送りする

# 在日米軍駐留経費負担の推移

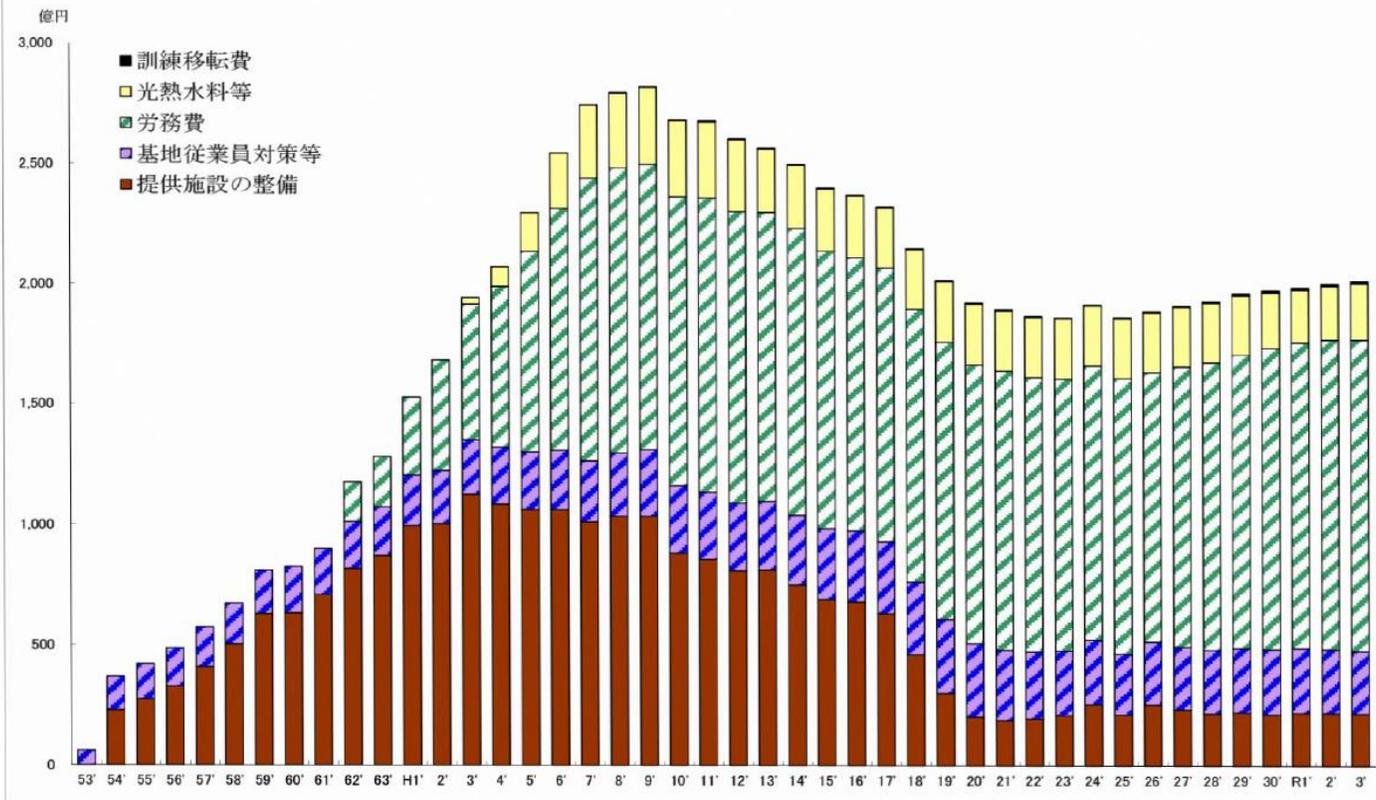
在日米軍駐留経費負担の推移\_防衛庁ウェブサイト.pdf - Adobe Acrobat Reader DC (64-bit)

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 署名(S) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

ホーム ツール

在日米軍駐留経費負... x

ログイン

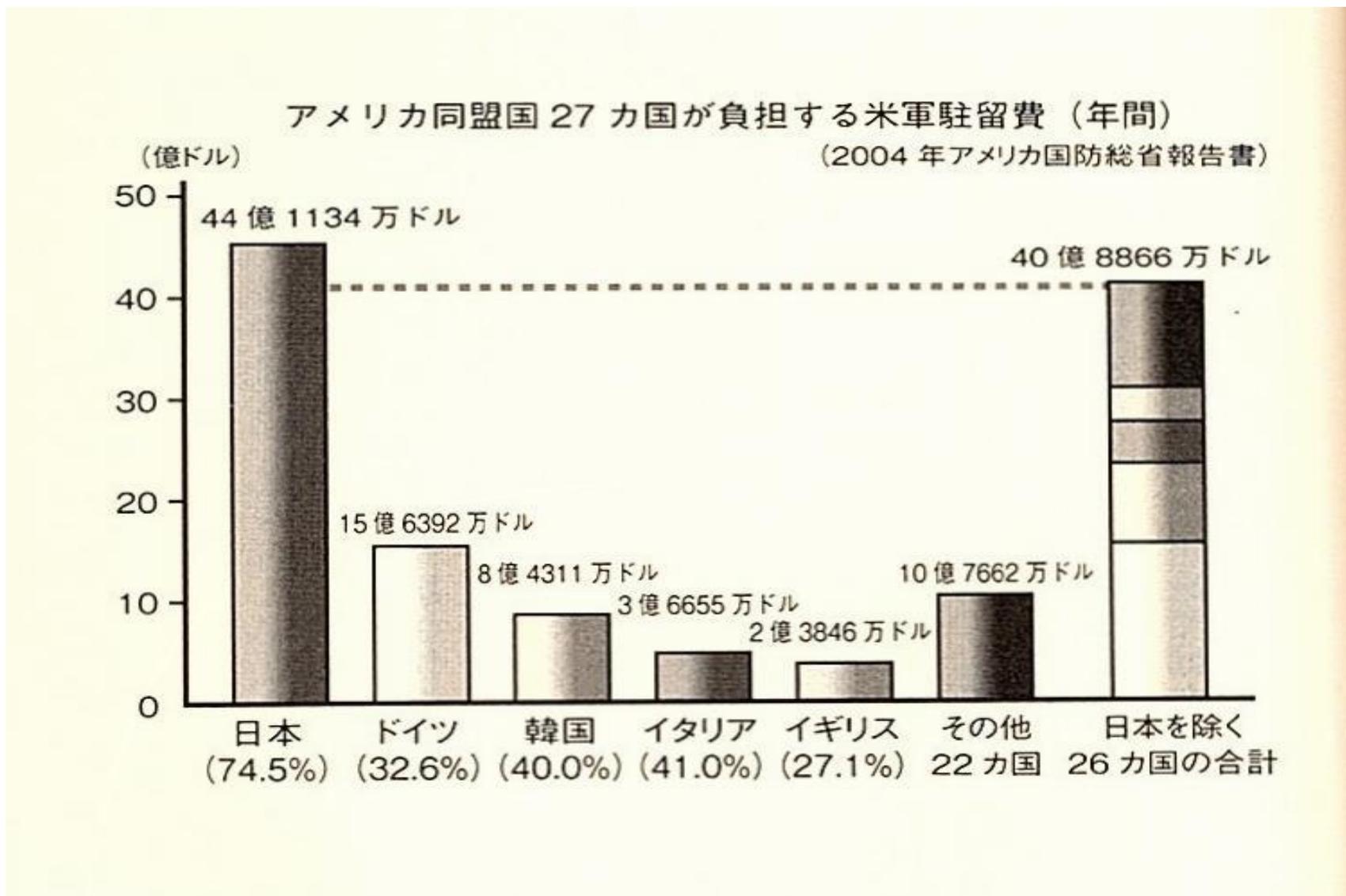


ここにして検索



18°C 21:26 2022/04/10

# アメリカ同盟国27カ国が負担する駐留費



## 第4章 思いやり予算

- 「安保ただ乗り論」は日本政府の負担増説明の方便にすぎない

日本だけが突出した経費負担をしている理由の政府説明

⇒ 日米安保条約は「片務的」＝日本がアメリカに一方的に守ってもらっているものなので、ドイツや韓国と比べて駐留経費が多いのはやむを得ない

← 「片務的」は不正確 日米安保は日本防衛が第1の目的ではない

1968年 アメリカ国防総省極秘文書「日本と沖縄の米軍基地・部隊」⇒ 「日本に日本防衛のための基地は一つもない。いくつかの部隊が副次的に、そのような任務を持っているだけだ」

## 第4章 思いやり予算

- ・ 在日米軍基地は出撃拠点や兵站拠点として使われている

朝鮮戦争 ベトナム戦争 湾岸戦争 アフガン戦争 イラク戦争

1992年3月 米下院軍事委員会 チェイニー国防長官発言

「米軍が日本にいるのは日本を防衛するためではない。日本駐留の利点は、必要とあれば常に出撃できる前方基地として使用できることである。しかも日本は駐留経費の75%を負担してくれる。極東に駐留する米海軍は、米国本土から出撃するより安いコストで配備されている」

# 第4章 思いやり予算

• 2015年9月 安倍政権 安保関連法成立

集団的自衛権行使の一部解禁

「存立危機事態」に同盟国アメリカが武力攻撃を受けた場合、武力を行使できるようにした

平時から、日本周辺の公海上で米軍の艦船や航空機を自衛隊が防護できるようにした

⇒ 「守り合える関係」になっても増額された駐留経費

安倍首相は「日米を互いに守り合う関係に高めた」と成果を強調したが、双務による減額はできずに、この翌年から5年間で総額946億円を増額する特別協定を結んだ

# 第5章 国連PKO地位協定

## ・自衛隊のPKO派遣

1992年カンボジア 1993年～モザンビーク 1996年  
～ゴラン高原 1999年～東チモール 2008年～スーダ  
ン 2010年～ハイチ 2011年～南スーダンなど 計  
14 延べ1万人の自衛隊員

\*日本ではなぜかニュースにもならず、ほとんど知られていない

海外派遣自衛隊員の法的地位＝国連地位協定

各国部隊を統括する国連がPKOの受入国と締結する

## 第5章 国連PKO地位協定

ルワンダ大虐殺を契機に住民保護のため紛争に介入することに

- 1994年ルワンダ内戦で80万人（人口の2割）の大虐殺が起こった⇒フツ族中心の政府軍が、反政府「ルワンダ愛国戦線RPF」を組織するツチ族の絶滅をはかった⇒PKO部隊（2500人）は、和平合意が崩壊したとして大半を撤収
- 結果はRPFが全域を制圧して戦闘が集結

(前) 国連PKO 武力紛争または戦闘行為が終結していることが前提

(後) PKO部隊自身が「武力紛争の当事者」になっても住民を守ることになった

## 第5章 国連PKO地位協定

- **日本 憲法9条 国際紛争における武力の行使を禁止している**

**自衛隊が参加するPKO部隊全体が「紛争当事者」になると、矛盾が生じる**

**この矛盾を隠すために日本政府は「言葉の言い換え」を行った**

## 第5章 国連PKO地位協定

⇒ 自衛隊は、国連PKO司令官の「指図」は受けるが「指揮」下には入らない 指揮権はあくまで日本政府にある

← 「指図」も「指揮」も英語では同じ「command」

⇒ 自衛隊は、「武器の使用」はしても「武力行使」はしない PKO法により自衛隊員の危害射撃（相手の殺傷を目的とした射撃）を正当防衛・緊急避難の場合に限定している

## 第5章 国連PKO地位協定

- 国際人道法では、軍事行動は軍事目標のみを対象にし、民間人を標的にしたり、無差別な攻撃を行うことを禁止している

⇒ 違反した場合、PKO要員の派遣国が自国の法律にもとづいて軍法会議で裁かれる

⇐ 日本には、軍法も軍法会議もない 隊員個人に対する自衛隊内の行政処分に対応するしか手段がない

## 第5章 国連PKO地位協定

PKO部隊が文民保護のために  
「紛争当事者」になる時代に国際  
人道法違反を国内法廷で裁く法制  
度を確立していない国は、そもそ  
もPKOに参加する資格はない  
国際法に対し無頓着、無責任だ

# 第6章 日米地位協定改定案

## 地位協定問題のまとめ

① 航空機事故や環境汚染など、在日米軍の行動に起因する国民の生命や財産に対する脅威を取り除くためにあるべき日本政府の能力を損なっている

## 第6章 日米地位協定改定案 地位協定問題のまとめ

- ② 米軍が在日米軍基地を使用して第3国で武力行使した場合、日本は日本の意思と関係なく「紛争当事者」となり、報復攻撃を受ける危険性がある

# 第6章 日米地位協定改定案

## 地位協定問題のまとめ

③ 領土問題の解決は安全保障環境の改善にとって重要だが、日本全土で米軍駐留の権利を認められている「全土基地方式」は、領土係争中の相手国との外交交渉の障害にもなる

## 第6章 日米地位協定改定案

### 地位協定問題のまとめ

④ 国内で日米地位協定によって主権が損なわれていることに慣れてしまい、主権意識が麻痺している日本人は、ひるがえって、自衛隊の海外派遣先で逆の立場、つまり日本が地位協定によって特権を享受し、その国の主権と人々の権利を脅かすかもしれない存在になっていることに鈍感になってしまっている

# 第6章 日米地位協定改定案

## 地位協定問題のまとめ

「鈍感」の原因はどこにあるのか

日米地位協定は、1952年に締結した行政協定の内容をそのまま引き継いでいる

日本政府がずっと日米地位協定を「パンドラの箱」のように扱い、アメリカに改定を要求するのを避け続けてきた

国民も「日米地位協定＝永続占領レジーム」に慣れきっている

# 第6章 日米地位協定改定案 地位協定問題のまとめ

## 日本人の勘違い

⇒ 平和憲法のもとで「平和国家」の道を行ってきた  
政府もそう言い続けてきた

← 日米安保条約と日米地位協定の下で、日本はアメリカの戦争から中立であるための国際要件（資金・物資等を提供しない。領内を軍事基地、移動経路として使わせない等）をなにも満たしていない 「平和国家・日本」は、実は「アメリカの戦争の一部として存在してきた

## 第6章 日米地位協定改定案

### • 最大のポイント

< 米軍には日本の法令が適用されない >

⇒ < 日本の法令を適用する >

【主権】 日米地位協定のすべての条文を日本の「主権」を基本にして書き換える

## 第6章 日米地位協定改定案

**【基地の提供】 「全土基地方式」 を廃止する**

**【基地（訓練空・海域を含む） の管理権】  
日本の法令を適用する**

**【訓練】 訓練計画を事前に日本政府に提出する**

- **【刑事裁判権】 被疑者を日本側でいつでも逮捕できるようにする**

## 第6章 日米地位協定改定案

**【互恵性】** アメリカを一時的に訪問する自衛隊にも、日米地位協定と同様の地位と特権を与える

**【国外への戦闘作戦行動】** いかなる事前協議の対象とする

**【日米合同委員会】** 合意内容を原則公開とする

## 第6章 日米地位協定改定案

### ・自治体や政党の改定案

沖縄県、知事会、日本弁護士連合会、野党3党合意（民主党、社民党、国民新党）

・2003年 自民党議連「日米地位協定の改定を実現し、日米の真のパートナーシップを確立する会」幹事長河野太郎議員

14年後の2017年外務大臣就任 2年間の在任中、改定を提起することは無かった

## 第6章 日米地位協定改定案

### • アメリカの地位協定交渉の戦略

世界100か国以上と協定を結んでいる

それぞれの国民は主権の問題に敏感になり、主権をアメリカに譲ることは政治的に困難になっていることを認識している

⇒決して「パンドラの箱」ではない

## 第6章 日米地位協定改定案

### 改定が実現しなかった理由

1. 地位協定が「沖縄問題」としてとらえられてきた

2. イデオロギーを超えた国民運動が起こらなかった

3. 「日米安保神話」「日本はアメリカに守ってもらっている」という大いなる誤解  
⇒ 自衛隊が日本を防衛 駐留米軍は日本以西

## 第6章 日米地位協定改定案

- **2018年7月 全国知事会**  
**47都道府県全知事の全会一致**  
**で、日米地位協定の抜本的な**  
**見直しを求める提言書を採択**  
**した**

## 第6章 日米地位協定改定案

### 伊勢崎賢治からのメッセージ

#### ・保守層へ

軍事的な主権が無い国を相手に、領土問題の交渉をしようという奇特的な国があると思うか？

沖縄の地域的不満や運動は、どんなに権力が力で押さえ込もうと消失することは絶対にない

戦場となるのは、常に「緩衝国家」自身なのだ

アメリカの掌の上での愛国心発散は、もう止めよ

# 第6章 日米地位協定改定案 伊勢崎賢治からのメッセージ

## • リベラル層へ

主権なき平和は、日本の平和なのか

日本は、アメリカの戦争から中立であるための国際法上の要件を何も満たしていない

自衛隊の海外での事件を裁くのは、“故意犯”として裁く法体系しかない

## 第6章 日米地位協定改定案

伊勢崎賢治のあとがき

- **日本は、国際人道法が厳格に定義する「戦争犯罪」を起訴する法体系を持たない**

**「国際人道法」とは、組織的な政治行為として、敵国とか民族とかを標的にする殺人・破壊行為から人間を守るもの。その命令権者を起訴・量刑の起点とする**

# 第6章 日米地位協定改定案 伊勢崎賢治のあとがき

日本の刑法では、トップではなく下から順々に処罰していく

これは国際人道法の保護法益が求めるものとは真逆である

日本の自衛隊は海外では「上官責任」という法理を有さない

この「無法状態」を何とかしなければならない

## 第6章 日米地位協定改定案

- **思想信条の違いを超えた国民世論と国民運動が改定を実現する**